



毎年6月1日～7日は
「水道週間」



ポスター(出典(公社)日本水道協会)



水道週間はみなさまに水道への関心を持っていただく機会として毎年全国各地で実施されています。

64回目の今年は「大切な水と一緒に暮らす日々」をスローガンに、秋田市では「水に関するポスター・絵画コンテスト」や「カンちゃんぬりえ展」などさまざまな企画に取り組んでいます。

みなさまが普段何気なく使っている「水道」について、ほんの少し考えてみませんか。

問い合わせ

上下水道局総務課 ☎(823)8434

ポスター・絵画コンテスト、ぬりえ展の作品を募集中!

小学4～6年生が対象の「水に関するポスター・絵画コンテスト」と、保育所・幼稚園のお子さんが対象の「カンちゃんぬりえ展」を開催します。作品募集は、各小学校・保育所・幼稚園にお知らせしているほか、市ホームページでもご覧いただけます。応募者全員に参加賞もありますので、ぜひ応募ください!

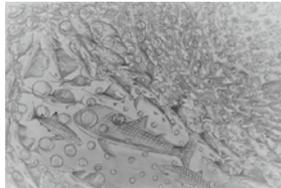
問い合わせ

上下水道局総務課 ☎(823)8434

◆水に関するポスター・絵画

テーマは水道や下水道など水に関するもの。応募は1人1作品(未発表のもの)。四つ切サイズの画用紙(縦・横どちらでも可)に作品を描き、裏に作品の題名、氏名などを記入し、8月29日(月)までに、通学している小学校が上下水道局総務課へ提出してください。

◆広報ID番号 1034357



令和3年度最優秀作品

◆カンちゃんぬりえ

市ホームページにある所定のぬりえ用紙(3種類のうち1種類)をダウンロードしてお使いください。応募は1人1作品。氏名などを記入し、7月29日(金)までに、通っている保育所・幼稚園が上下水道局総務課へ提出してください。

◆広報ID番号 1034358



令和3年度の応募作品

水道料金などのお支払いは毎月支払いもできる口座振替が便利です!

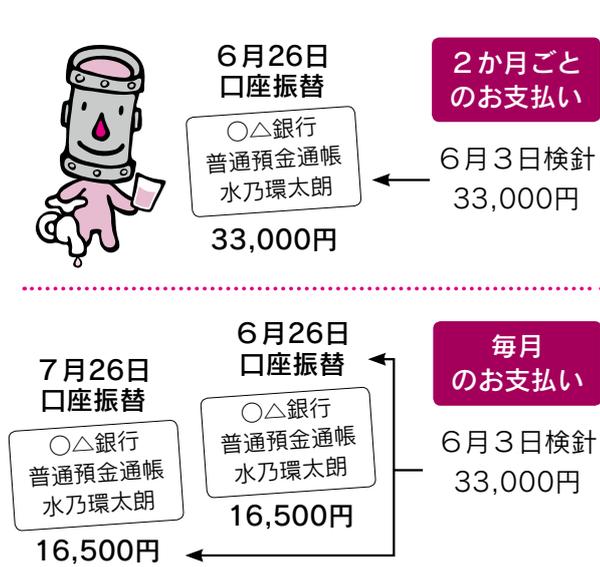
メーターの検針と料金の請求は2か月に一度ですが、口座振替をご利用のお客さまは、料金を2分割し、1か月ごとに口座から引き落とす毎月支払いにすることができます。

◆毎月支払いの申込方法

・口座振替をご利用のお客さま…お客様センターへ電話でお申し込みください
・納入通知書でお支払いのお客さま…口座振替の申し込みの際、口座振替申込書の毎月支払いの受付欄にご記入ください

問い合わせ お客様センター ☎(823)8431

【お支払い方法の例】



漏水調査にご協力ください

6月上旬から12月上旬まで、下記の地区で道路や宅地内の水道管の漏水調査(無料)に、上下水道局が委託した会社の調査員が伺います。調査員は、秋田市上下水道局発行の身分証を携帯します。ご不在の場合でも、水道メーターを確認させていただきますのでご了承ください。

*国道沿線の調査も行っています。

*地区の一部で、今年度の調査対象外の町内もあります。

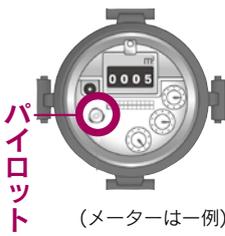
問い合わせ 水道維持課 ☎(023)8433

宅地内の漏水点検は定期的に行いましょう

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客さまの負担になります。定期的に漏水点検を行いましょう。

◆漏水の確認方法

- ①屋内と屋外のすべてのじゃ口を閉める
- ②水道メーターのパイロット(左のイラスト丸部分)の回転を確認する



(メーターは一例)

じゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合は、漏水の可能性ががあります。回転していなくても、「最近、水道料金が増えた」など不安を感じたときは、お客様センターへお問い合わせください。

問い合わせ

お客様センター ☎(023)8433-1

〔調査地区〕

下新城野、飯島、土崎港相染町、土崎港北、崎港南、港北、將軍野、將軍野東、將軍野南、外旭川、添川、濁川、山内、手形、蛇野、手形山、広面、柳田、太平八田、川尻、山王、八橋、寺内、保戸野、旭北、旭南、大町、楢山、東通、茨島、牛島、新屋、下北手、卸町、横森、桜、桜方丘、桜台、大平台、山手台、上北手、仁井田、御野場、御野場新町、四ツ小屋、御所野、(以下雄和地区)平沢、下黒瀬、椿川、田草川、芝野新田、戸賀沢、相川、種沢、平尾鳥、妙法、石田、萱ヶ沢、碓田、神ヶ村、新波、向野、左手子、繋、女米木

排水設備工事責任技術者試験



講習

日時 9月28日(水) 午前9時30分～午後3時
30分 会場 文化会館ほか

試験

日時 10月28日(金) 午前10時～正午
会場 秋田県JAビル
受験手数料 6千円(テキストと標準問題集は別売り)

申込

上下水道局1階(川尻)にある給排水課で配布している用紙に記入の上、7月11日(月)から25日(月)までの平日に同課へお申し込みください。用紙は、秋田県下水道協会ホームページからもダウンロードできます。 <http://www.gs-akita.com>

問い合わせ

秋田県下水道協会事務局

☎(024)1427

要件を満たした場合 私道への公共下水道を整備

公共下水道の事業計画区域内の私道で、次の要件を満たす場合は、市が公共下水道を設置します。整備などをお考えのかたは、早めに下水道整備課へご相談ください。

◆公共下水道設置のための要件

- ・公共下水道が設置されている道路に接続されている
- ・幅員が1.8メートル以上ある
- ・所有者の異なる家屋が2棟以上ある
- ・私道敷地の所有者、その他の権利者全員が、公共下水道の設置を了承している
- ・私道沿線の受益者全員(左図の場合はAとB)が、受益者負担金の納付について同意している

問い合わせ

下水道整備課 ☎(024)1455

